

骨

昭和三十二年一月三日

昭和三十二年一月三日

吳地方復員部 長

厚生省引揚援世護の長 殿

旧浮島丸遭難朝鮮出身の海士等

遺骨受納の事 (報告)

(五三三)

一月五日着後第一六〇号の遺骨は、本年初め迄

員方部より第一号は海上保安部所属巡視艇「つばき」に於て

発見

輸送せられ未だ日移りを受けました

その経過の概要及びその経過は、前記の遺骨奉還の状況次

の通りであります

吳地方復員部 八号

吳地方復員殘務處理部

一、車前準備

南部が朝鮮出身を海軍軍人車馬に對する最終文理解了  
あり、平嶋地復員部は安室中の旧係員に丸遣送難者の

朝鮮人遺棄も返却移りを受けるも、ろサアはあ、またか、  
旧職 平嶋地復員部 陸 輸送の通知が

あつて本格的な受入態勢を整へるべく是校附所、海上自衛隊

呉地方復員部、及、平嶋地復員部、の協力と懇請してつづかれが、

海軍の便用、重艦中の供出等事

情諸君れと、一方、南部安室重臣の格上げ、完成し、これを平嶋  
地復員部並に第一歩を定めて、月十日を待つてつづかれが、

四月十日に至る約一週間の延期のちをもち、抄本を治して四月二十日のハ。多岐着の道程抄本ありた。

その間十日の頃、左の朝野人書作りの出入書は先任業

期経るとなるに多岐、是、後西宮の参事官の傍報提供または

打合のたの事務抄本道本園との往來とまた、傍報のしきり部執部

は、各々の浮きまるとなり、花接に暇のながるる

特記

二、其の間在り朝解人番作との関係

一月十二日 事部

在り朝解人一紙五枚綴りなる番作事部

番作 何 清 建

番作長 美女 殿 画

申入小事調入

一、浮島丸道舟を奉迎させし旨の旨り

一、遭難者の名を記し交付しし旨の旨り

一、名刺も番作の通状せいの旨の旨り

一、十番の傍の建期したる旨の旨り

一、目下は番作中の道舟の休況

一、番作通状のきせいの旨の旨り

( 名刺の旨り 調入 )

一、番作通状を奉迎しし旨の旨り

一、名刺の旨り

一、十番の傍の建期したる旨の旨り

一、目下は番作中の道舟の休況

一、番作通状のきせいの旨の旨り

一、名刺の旨り

2. 一月十五日 五元 元

五日 韓國 漢城府 領事館 事務部

漢 長 金 炳 名

吳 領事館

一 連 係 申 請 書 送 付 申 請 書 送 付 申 請 書 送 付

一 申 請 書 送 付 申 請 書 送 付

一 領 事 館 申 請 書 送 付

一 申 請 書 送 付

一 領 事 館 申 請 書 送 付 申 請 書 送 付 申 請 書 送 付

一 連 係 申 請 書 送 付

一 領 事 館 申 請 書 送 付 申 請 書 送 付

一 申 請 書 送 付

3. 一月十五日 五元 元

五日 韓國 漢城府 領事館 事務部

權

五

領 事 館 申 請 書 送 付

領 事 館 申 請 書 送 付 申 請 書 送 付

4、一月十九日 奉部

（遺骨）の調査結果報告書

部長 河清 建

課長 李 鐘 祥

本五名

申入事項

遺骨の調査結果報告書提出

（遺骨）の調査結果報告書

6、一月二十日 奉部

部長 河清 建

課長 李 鐘 祥

（遺骨）の調査結果報告書提出  
セブで調査結果報告書提出

（遺骨）の調査結果報告書

途中の調査結果報告書提出

二本 樹 石

5、一月二十日 奉部

（遺骨）の調査結果報告書

（遺骨）の調査結果報告書

（遺骨）の調査結果報告書

本市に於ける甲入事項(参考)

一 市は各漢口より市政事務を申し立て

勘定をされたり

環

一 市民に通知せしめ、投票の件を操りける  
ハズである

一 選挙から附添物来る同様のありとも  
見こせらるなり

一 市は各漢口より市政事務を申し立て

一 奉迎禮を作りてせらるなり

一 選挙の投票事は政府が同様のあり

ハズである

一 市は各漢口より市政事務を申し立て  
ハズである

一 市は各漢口より市政事務を申し立て  
ハズである

一 投票をせしむ

X

7月27日 奉命

協賛員 氏名

木村 重昭  
宋 武重

一、奉命 迎入 奉命 新しむ

一、奉命 迎入 奉命 新しむ 奉命 迎入 奉命 新しむ

一、奉命 迎入 奉命 新しむ 奉命 迎入 奉命 新しむ

お、奉命 迎入 奉命 新しむ 奉命 迎入 奉命 新しむ

奉命 迎入 奉命 新しむ 奉命 迎入 奉命 新しむ

奉命 迎入 奉命 新しむ 奉命 迎入 奉命 新しむ

奉命 迎入 奉命 新しむ 奉命 迎入 奉命 新しむ

奉命 迎入 奉命 新しむ 奉命 迎入 奉命 新しむ

22

17

一、奉命 迎入 奉命 新しむ 奉命 迎入 奉命 新しむ

一、奉命 迎入 奉命 新しむ 奉命 迎入 奉命 新しむ

奉命 迎入 奉命 新しむ 奉命 迎入 奉命 新しむ

吳地方復員殘務處理部



まゝ解人書は北解系の方書は執りて底の知れぬところがあり  
比助の通った退治のよるの対中難点も実を解國は認めた

解と  
朝解とと書ける 南解系は織力な執りぬか  
後健アちるか北解系とは相定ぬぬところがある

西書と云ふ部の執りぬかとは理解し何世も利をなす  
アちるか部重安言は採れとと解の差別なくしめし情

楚  
陳は明るく安業しとある情日章は後とと書しつ解去しよた

なま書米書同還送 くりぬくは人々回以上行書は書書し  
兼

安求するは米と配がある

三、道庁奉迎者の情況

輸送船については本庁では海上保安部所管船が整備し

て、〇八〇〇年鑑り郵船とて了し、船打合の上、ハミロが別紙

(1) 道庁奉迎部の

道庁奉迎者夜要領にまつて陸上の重機車に移して

と郵船に至る

この出迎者又送る海了

度は各知事代理

各市市長代理外部局長

計七名(郵船費者(内中昔者生徒六名)

計七名(郵船費者)

2、奉迎者は官船要(1) 奉迎者の防備の係者、朝野紳人代表、

島知事代表、島知事代表、島知事代表、島知事代表

按配之執事員。

視察之階，多長了。

只所見

1、今回のこの行事を通じて、被害者の苦痛は遺骨の早期  
還送を以て、国家も速に回復し、安んずることを期す。

するものとする

2、また今回申込のあった一死命遺骨も、行方不明、還送  
待ち中の遺骨も、速に回復し、安んずることを期す。

（遺骨）

以上を以て、本國政府は、また、在日遺族にせ  
めて、通告したり、民務局長の書面を以て、その理由を  
示す。

因てこれを拒否することなく、各都府庁を以て、交會  
するものとする。

（二）に於ては、この

この行事が予相の外順で完了したことは地元の保護者  
部、自衛隊、赤十字等の協力の賜と、御礼を申し上げます

奉安等の考慮には道徳 <sup>お礼</sup> 園地 <sup>させること</sup> 一因 <sup>たす</sup>

なまか後解散のためお礼の巨額と目される

お礼の金額も入金の書は長業成 <sup>画</sup> とも長冊 <sup>体</sup> 取

と御礼しました

〇

宇送子

横濱市立長

長谷川

吳復才四号

旧浮島丸遭難朝鮮出身もと海軍軍属等遺骨の奉迎実施要領を次のように定める。

昭和三十年一月八日

舞鶴地方復員部長

旧浮島丸遭難朝鮮出身もと海軍軍属等遺骨  
奉迎実施要領

(要旨)

才一 旧浮島丸は朝鮮出身もと海軍軍属等を本国へ輸送の途次舞鶴に入泊の際、昭和二十年八月二十四日触雷沈没、五二四名遭難、昭和二十五年三月より昭和二十九年十一月に至る同船引揚作業に伴い揚収の遭難者遺骨五二四柱は、今回舞鶴地方復員部から当部に移送されることになり、これを受納して当部御霊安置室に安置する。

(輸送)

才二 才八管区海上保安本部所属巡視船「つがる」により海上輸送、舞鶴地方復員部職員三名護送、本月二十一日〇八〇〇吳入港、元吳海軍軍需部岸壁に横付けする。

(遺骨退船、護送)

才三 遺骨は舞鶴地方復員部護送官及び当部職員奉持し、霊柩車に移す。

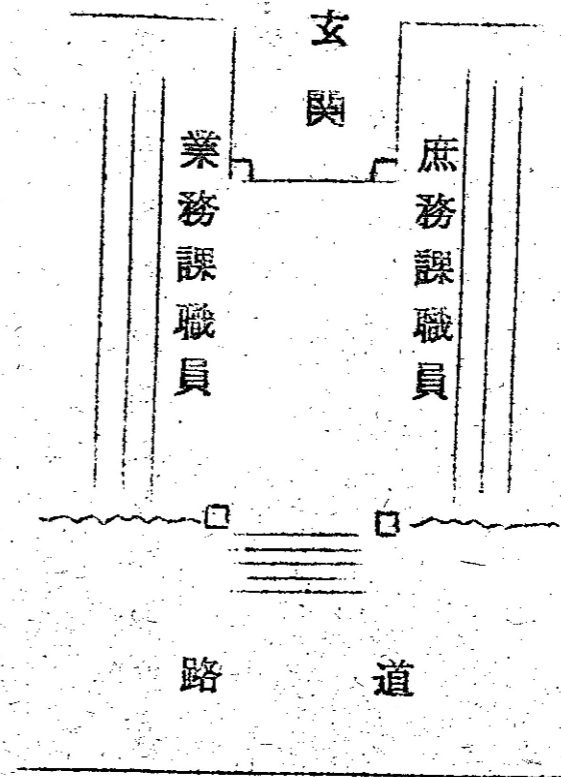
(吳復への護送序列)



(遺骨奉迎式)

才四 呉地方復員部玄関にて遺骨を奉迎し御霊安置室に安置する。

(奉迎位置)



(式次第)

- 1. 舞鶴地方復員部首席護送官の移送並びに引渡報告 拜礼
- 2. 呉地方復員部長の奉迎の辞 拜礼
- 3. 護送官拜礼 拜礼

4. 呉地方復員部職員代表拜礼

(作業分担)

- 才五 作業分担を次のように定める。
  - 1. 才三に指定の当部職員は業務課男子職員とし、当日〇八〇〇迄に輸送船横付場所に参集のこと。
  - 2. 職員の一部は当日〇八一五当部前に差遣の呉市霊柩車に便乗して輸送船「つがる」横付場所に至る。
  - 3. 当部職員総員逐次霊柩車から各々捧持して御霊安置室に移す。

朝鮮出身之海軍軍人軍属死没者御霊還送等について

昭和三十年一月二日 吳地方復員部

一太平洋戦争におけると海軍軍人軍属死没者総数

軍人 三〇七名 軍属 一、九三三名 計 二、二四〇名

二御霊傳達または還送の情况

一終戦前

鎮海警備府において在鮮の御遺族には現地で日本在住の御遺族にはその地を管轄する鎮守府において日本軍人軍属の死没者に対する同様の要領によつて海軍合同葬儀執行後御遺族に傳達し戦友が捧持して御里へ護送した  
その数 二、二一五柱

乙終戦後

(一)昭和二十年十月十日海軍省人事局長より鎮海警備府在籍

の軍人軍属は吳鎮守府在籍と指定され死没軍人軍属の御遺骨は吳海軍人事部へ移送するよう指示があつた

(二)昭和二十二年二月二十八日第二復員局より御遺骨を本國へ還送処理について指示があつた

還送するもの 一戦没者名簿

二戦没公報

三戸籍抹消報告

四遺留品名簿

五遺留金額表

六英霊(遺骨) 遺骨のないものは位牌

(三)昭和二十二年八月二十八日連合軍より次の指令があつた  
要旨 一、現在遺骨は送還することは出来ない

但し将来の爲準備し保管しておいて貰いたい

二、名簿は日本語のみで可



四 昭和二十四年二月朝鮮出身海軍軍人軍属全部の復員関係事項最終処理は吳復員部が担当となる

終